

牛肉トレーサビリティ実施マニュアル

このパンフレットは『牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法』に基づき、食肉小売業者が国産牛肉を仕入、販売する場合の10桁の個体識別番号を管理、表示する方法をまとめたものです。

食肉流通段階は
平成16年12月1日から
施行(義務化)されます。

食肉
小売店編

【牛肉のトレーサビリティの仕組み】

法律により、国内で生産された牛と輸入牛のすべてに10桁の個体識別番号が付与されます。この番号は下図のように生産、処理・流通、販売を通じて表示・伝達されるため、牛肉について消費から生産まで遡及(トレーサビリティ)できるようになります。

農家(生体)



牛の両耳に
個体識別番号が印字された耳標を装着

と畜場(枝肉)



枝肉ラベルに個体識別番号を表示

卸売(部分肉)



生産国	品種	和牛	サーロイン
品質保持期間 個体識別番号 シリアルNO 賞付履歴			
60/20/50	0100030013	000001	3/2/12
加工年月日	枝肉NO	重量(kg)	11.1
05/03/00	支2456	11.1	
加工・流通履歴センターに属する牛の個体識別番号			
TEL 044-260-1172			

部分肉ラベルに
個体識別番号またはロット番号を表示

小売(精肉)



目録別	ロースステーキ用
消費期限	加工年月日
03.01.21	03.01.18
個体識別番号	0100030013
個体識別番号	10601590
個体識別番号	1501590
加工場	015002
加工場	015002
加工場	015002



店頭表示ボード	
販売している牛肉の個体識別番号	
記号	個体識別番号
A	0100030013
B	9876543211
C	1472583690
ショーケースの記号と対応しています	

店頭表示ボードや商品ラベルに
個体識別番号またはロット番号を表示

消費者

インターネットで生産履歴を公開



<http://www.nlbc.go.jp/>

牛個体情報

個体識別番号	生年月日	性別	種別	母牛の個体識別番号
0100030013	H12.05.21	オス	黒毛和種	0123456789
飼養地	移動年月日	住所	氏名または名称	
1 鳥取県	出生	H.12.05.21	鳥取県	家畜改良センター鳥取牧場
2 鳥取県	輸出	H.12.05.29	鳥取県	家畜改良センター鳥取牧場
3 神奈川	輸入	H.12.05.29	鳥取県	家畜改良センター鳥取牧場
4 神奈川	輸出	H.15.01.08	鳥取県	家畜改良センター鳥取牧場
5 東京都	輸入	H.15.01.08	港区	東京都芝浦と場
6 東京都	と畜	H.15.01.08	港区	東京都芝浦と場

この仕組みにより、BSEのまん延を早急に防止できるとともに、国産牛肉の安全性に対する信頼を高めることができます。

食肉小売業者が行う個体識別番号の管理、表示方法

食肉小売業者が部分肉等で仕入れし、精肉加工、販売したときは、帳簿等による個体識別番号の管理と消費者に対する個体識別番号の表示が必要です。

仕入時（必須事項）

購入した牛肉について、何を（個体識別番号又はロット番号）、いつ（年月日）、どこから（仕入先名）、いくつ（重量）仕入れたか、記録・管理する。

個体識別番号

仕入日

仕入先

重量

➡

帳簿等に記録



●帳簿管理事例（小売店の販売管理台帳・管理表）

販売管理台帳		平成15年		3月分（3月1日～3月31日）		担当	
仕入日	仕入先名	個体識別番号	仕入部分肉 部位名	仕入量 kg	仕入 円	備考	
1(土)	AB畜産	0100030013	和牛リブローズ	11.8			
	NO12畜産	2468013573	和牛ヒレ	4.9			
2(日)						なし	
3(月)	CDハム	3468013563	交雑種半丸セット	128.8			
	川崎ハム	1357013563	国産牛うちもも	12.3			
4(火)						なし	
5(水)	FKハム	1357013563	国産牛半丸セット	138.8			
27(木)	CDハム	4328013563	和牛三角ばら	21.3			
	川崎ハム	1357924683	交雑種半丸セット	128.8			
28(金)	AB畜産	3983890123	国産牛うちもも	13.5			
29(土)	丸ノハム	2468890123	和牛かたろース	13.5			
30(日)	FKハム	9876013563	和牛半丸セット	132.6			
31(月)						なし	
合計欄							
(備考)月末在庫 和牛：しんたま9kg ヒレ3kg かたばら8kg 国産牛：かたろース4.5kg ともばら6.5kg							

部分肉のラベルと仕入伝票を照合。帳簿等に個体識別番号またはロット番号を記録。
帳簿記載事項の証拠となる、仕入伝票の保管も必要です。

精肉加工時（奨励事項）

加工する牛肉について、何を（個体識別番号またはロット番号）、いつ（年月日）、いくつ（重量）製造したか、記録・管理する。

個体識別番号

精肉製造重量

精肉製造日

在庫重量

➡

加工記録として帳簿等に記録

部分肉

加工

精肉

●精肉加工記録簿事例

管理番号	個体識別番号 部位名等	加工・在庫記録				備考
		加工日	加工 kg	廃棄・減耗 kg	在庫 kg	
8/17-2	0100030013 和牛そともも	8/17	5.4		6.8	ももスライス 30パック
仕入伝票 No.13422	山形産	8/18	6.6	0.2	0	しゃぶしゃぶ用
8/17-3	1200345001	8/17			13.5	

加工する牛肉を間違わないように、
管理用の番号（内部識別番号）を付けたり、
部分肉ラベルを肉と一緒に残したりする
工夫も必要です。

販売時（必須事項）

精肉販売時には、牛肉に牛一頭ごとの個体識別番号を表示します。
数頭分を使用した精肉商品には、使用したすべての牛の個体識別番号を表示するか、
グループの管理番号（ロット番号：自分で付ける）を表示します。

対面販売 ①

国産牛肉トレーサビリティ実施店
お客様に牛肉を安心してご購入いただけるよう
トレーサビリティの取り組みを実施しています
[個体識別番号の見方] プライスカードに表示されている記号の
国産牛肉の個体識別番号は、下記の同じ記号欄に示したものです

記号 販売している牛の個体識別番号

A	1	2	3	4	5	6	7	8	9	4
B	1	2	3	4	5	6	7	8	9	3
C	2	4	6	8	0	1	3	5	7	9

●店頭表示例

このマークの個体識別番号は
パネルの同じ記号欄に記載しています
[原産地] 鹿児島県

和牛サーロインステーキ用
100g ￥1,450

このマークの個体識別番号は
パネルの同じ記号欄に記載しています
[原産地] 鹿児島県

和牛ももしゃぶしゃぶ用
100g ￥680

●プライスカード例

このマークの個体識別番号は
パネルの同じ記号欄に記載しています
[原産地] 宮崎県

和牛リブローズすき焼き用
100g ￥1,300

このマークの個体識別番号は
パネルの同じ記号欄に記載しています
[原産地] 宮崎県

和牛もも焼肉用
100g ￥580

●プライスカード例

店頭表示ボードとプライスカードで個体識別番号を表示する。
記号や色分けでわかりやすく！

対面販売 ②

国産牛肉トレーサビリティ実施店
お客様に牛肉を安心してご購入いただけるよう
トレーサビリティの取り組みを実施しています
[ロット番号の見方] プライスカードに表示されている記号の
国産牛肉の個体識別番号は、下記の同じ記号欄に示したものです

マーク 販売している牛のロット番号

A	1	2	3	4	C	7	8	9	4
B	1	3	5	7	D	4	6	8	3

●店頭表示例

このマークのロット番号は
パネルの同じマーク欄に記載しています
[原産地] 鹿児島県

和牛サーロインステーキ用
100g ￥1,450

このマークのロット番号は
パネルの同じマーク欄に記載しています
[原産地] 鹿児島県

和牛ももしゃぶしゃぶ用
100g ￥680

●プライスカード例

店頭表示ボードとプライスカードでロット番号を表示する。
ロット番号の問合わせ先が必要！

セルフ販売例 ①

国産牛肉トレーサビリティ実施店
お客様に牛肉を安心してご購入いただけるよう
トレーサビリティの取り組みを実施しています

○取り組みのポイント
農場でつけられた「個体識別番号」
で購入された国産牛肉の情報を管理しています。
○流通経路（産地・と畜場等）の履歴を調べる事ができます。
ホームページアドレス：http://www.nibc.go.jp
川崎食品チェーン株式会社・川崎店・横浜店・鶴見店

●売場のパネル

《個体識別番号番号表示》

国産牛肉 ロースステーキ用

消費期限 加工年月日 03.01.21 03.01.18
保存温度4℃以下

個体識別番号 0100030013

1060 1590

加工者 (株)山形県産肉株式会社
東京都港区六本木6-1-13

●パックのラベル

《ロット番号表示》

国産牛肉 ローススライス

消費期限 加工年月日 03.01.21 03.01.18
保存温度4℃以下

ロット番号 (肉口番号) A123

02-3552-XXXX

398 597

加工者 (株)山形県産肉株式会社
東京都港区六本木6-1-13

●パックのラベル

売場パネルとパックのラベルで
個体識別番号またはロット番号を表示する。

セルフ販売例 ②

国産牛肉トレーサビリティ実施店
お客様に牛肉を安心してご購入いただけるよう
トレーサビリティの取り組みを実施しています
[ロット番号の見方] プライスカードに表示されている記号の
国産牛肉の個体識別番号は、下記の同じ記号欄に示したものです

マーク 販売している牛のロット番号

A	1	2	3	4	C	7	8	9	4
B	1	3	5	7	D	4	6	8	3

●店頭表示例

このマークのロット番号は
パネルの同じマーク欄に記載しています
[原産地] 鹿児島県

和牛サーロインステーキ用
100g ￥1,450

このマークのロット番号は
パネルの同じマーク欄に記載しています
[原産地] 鹿児島県

和牛ももしゃぶしゃぶ用
100g ￥680

●ショーケース

ショーケースと
パックが連動する色シール。

色分けラベル

●精肉パック

店頭表示ボードと色別の翻帯等で区分けして
個体識別番号またはロット番号を表示する。

食肉小売業者が知っておくべき関連事項

1 牛肉トレーサビリティ法の施行期日

食肉流通段階は、平成16年12月1日から施行（義務化）。

2 法律の対象外となる牛肉

- ①牛肉を原料または材料として製造し、加工し、又は調理したもの。
- ②牛肉を肉ひき機でひいたもの。
- ③牛肉の整形に伴い副次的に得られるもの。

具体的には、牛肉の加工品や調理品、ひき肉、内臓、舌、頬肉、小間切れ等が該当。

3 法律の対象となる食肉小売業者

牛肉の販売の事業を行う者であって、枝肉等の卸売業者や精肉の小売業者が該当。

牛肉を原材料とした製品を製造加工し、その卸売を行う製造業者や、弁当等を調理し、その小売を行う中食業者は対象外。

4 管理帳簿等の保管期間

1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存しなければならない。

閉鎖する時期や保存する期間は事業体（企業）の事業（会計）年度に合わせることでよい。

5 ロットの組み方

- ①1ロットは、1～50頭以内で構成することができる。
- ②ロット表示の牛肉等を用いて新たなロット番号を作る場合は次の条件内で可能である。
 - ・新たなロットの構成は1ロット50頭以内
 - ・当該ロットを作成・表示した者は、その構成する個体識別番号の応答義務を負う

罰 則

法律により、次の場合罰則が適用されます。

- 1 個体識別番号表示義務違反 勧告→命令→30万円以下の罰金
- 2 帳簿等備え付け義務違反 30万円以下の罰金
- 3 農林水産大臣の報告徴収、立入検査義務違反 30万円以下の罰金

お問合せ先

法制度に関するお問い合わせは、お近くの地方農政局・地方農政事務所等で受け付けています。

所在地	機関名	電話番号（内線番号）	所在地	機関名	電話番号（内線番号）
北海道	北海道農政事務所	011-642-5463 (461)	滋賀県	滋賀農政事務所	077-522-4261 (265)
青森県	青森農政事務所	017-775-2151 (254)	京都府	近畿農政局	075-451-9161 (2224)
岩手県	岩手農政事務所	019-624-1125 (334)	大阪府	大阪農政事務所	06-6943-9691 (218)
宮城県	東北農政局	022-263-1111 (4323)	兵庫県	兵庫農政事務所	078-331-9944 (310)
秋田県	秋田農政事務所	018-862-5611 (423)	奈良県	奈良農政事務所	0742-23-1283 (326)
山形県	山形農政事務所	023-622-7231 (133)	和歌山県	和歌山農政事務所	073-422-4101 (265)
福島県	福島農政事務所	024-534-4141 (124)	鳥取県	鳥取農政事務所	0857-22-3131 (683)
茨城県	茨城農政事務所	029-221-2184 (322)	島根県	島根農政事務所	0852-24-7311 (125)
栃木県	栃木農政事務所	028-633-3311 (334)	岡山県	中四国農政局	086-224-4511 (2357)
群馬県	群馬農政事務所	027-221-1181 (522)	広島県	広島農政事務所	082-281-2111 (222)
埼玉県	関東農政局	048-600-0600 (3224)	山口県	山口農政事務所	083-922-5200 (514)
千葉県	千葉農政事務所	043-224-5611 (356)	徳島県	徳島農政事務所	088-622-6131 (408)
東京都	東京農政事務所	03-3214-7311 (220)	香川県	香川農政事務所	087-831-8155 (410)
神奈川県	神奈川農政事務所	045-211-1331 (5051)	愛媛県	愛媛農政事務所	089-924-7121 (117)
山梨県	山梨農政事務所	055-226-6611 (325)	高知県	高知農政事務所	088-875-2155 (525)
長野県	長野農政事務所	026-233-2500 (642)	福岡県	福岡農政事務所	092-281-8261 (243)
静岡県	静岡農政事務所	054-246-6121 (324)	佐賀県	佐賀農政事務所	0952-23-3132 (313)
新潟県	新潟農政事務所	025-228-5212 (308)	長崎県	長崎農政事務所	095-822-3291 (316)
富山県	富山農政事務所	076-421-6121 (318)	熊本県	九州農政局	096-353-3561 (4535)
石川県	北陸農政局	076-263-2161 (3725)	大分県	大分農政事務所	097-532-6131 (323)
福井県	福井農政事務所	0776-36-1790 (326)	宮崎県	宮崎農政事務所	0985-22-3181 (315)
岐阜県	岐阜農政事務所	058-271-4044 (315)	鹿児島県	鹿児島農政事務所	099-222-0121 (412)
愛知県	東海農政局	052-201-7271 (2822)	沖縄県	沖縄総合事務局	098-866-0156 (332)
三重県	三重農政事務所	059-228-3151 (125)			

■ 農林水産省消費・安全局衛生管理課 03-3502-8111（内線3212）

■ 農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課 03-3502-8111（内線3994～6）

*法律及び関係規定については、農林水産省のホームページの「トレーサビリティ関係」

(<http://www.maff.go.jp/trace/top.htm>) をご覧下さい。

《事業実施者》

全国食肉事業協同組合連合会

東京都港区赤坂6-13-16

TEL.03-3582-1241 FAX.03-3589-1783

《事業名》

食肉小売牛肉情報管理システム推進事業